

発行者情報

- 【表紙】
【公表書類】
【公表日】
【発行者の名称】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【担当J-Adviserの名称】
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】
【電話番号】
【取引所金融市場等に関する事項】
【公表されるホームページのアドレス】
【投資者に対する注意事項】
- 発行者情報
2020年8月31日
株式会社新東京グループ
(Shintokyo Group Co., Ltd.)
代表取締役社長 吉野 勝秀
千葉県松戸市常盤平陣屋前3番地の21
047-383-7001
取締役管理部長 小野澤 歩
フィリップ証券株式会社
代表取締役 下山 均
東京都中央区日本橋兜町4番2号
<https://www.phillip.co.jp/>
03-3666-2101
東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
株式会社新東京グループ
<http://www.mr-shintokyo.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券

取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第 6 期 2018年 5 月	第 7 期 2019年 5 月	第 8 期 2020年 5 月
売上高 (千円)	3,738,054	3,870,206	3,182,125
経常利益 (千円)	196,724	144,002	1,204
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	98,574	89,499	22,741
包括利益 (千円)	98,642	87,939	21,499
資本金 (千円)	86,600	86,600	86,600
発行済株式総数 (株)	4,960,000	4,960,000	4,960,000
純資産額 (千円)	925,166	1,013,106	1,034,605
総資産額 (千円)	3,319,025	3,143,302	4,041,398
1株当たり純資産額 (円)	192.32	210.60	215.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	19.90	18.61	4.73
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	27.9	32.2	25.6
自己資本利益率 (%)	10.9	9.2	2.2
株価収益率 (倍)	20.6	22.0	86.7
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	623,477	253,040	76,170
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	29,082	△45,375	△289,084
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△273,828	△188,342	861,556
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,053,498	1,072,821	1,721,464
従業員数 (人)	47	38	62

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【沿革】

年 月	沿 革
2012年 6 月	株式会社新東京開発の株式移転により持株会社として設立
2012年 9 月	東京証券取引所TOKYO PRO Market上場
2013年 4 月	株式会社ヨコヤマ（現株式会社新東京トレーディング）を買収
2013年12月	普通株式 1 株につき 20 株の割合で株式分割を実施
2014年 5 月	株式会社新東京エナジーを設立
2017年 3 月	株式会社ヨコヤマを株式会社新東京トレーディングへ商号変更
2019年 6 月	株式会社新東京トレーディングを売却
2019年 6 月	株式会社新東京ソイルゲートを設立
2019年11月	株式会社シントウキョウグロースキャピタルを設立
2019年12月	株式会社グリーンシステムズを買収

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社 6 社で構成されております。当社は、持株会社としてグループ各社の経営管理及びそれに付帯する業務を行っております。

当社グループでは、資源循環型社会（※ 1）の構築に貢献することを目的として「総合環境プロデューサー企業」を目指し、事業者の抱える環境問題（※ 2）を積極的に解決することを中心とした「環境プロデュース事業」を主力事業として手掛けております。従前の[生産→流通→消費→廃棄]という一方の動脈システムを中心として形成されてきた社会経済システムを、[廃棄→生産]へとつなげて循環の輪を閉じる静脈システム構築に貢献すべく、廃棄物の収集運搬・中間処理から徹底した再資源化（※ 3）を図ることはもとより、事業者における廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する総合的な提案等を行っております。

また、建設系産業廃棄物の発生元となる木造建築物やビル・マンションなどの建築物の建設解体工事業も基幹事業のひとつとして行っております。

これらの事業を通して収集した廃棄物は、可能な限りの再資源化を目指した処理工程を施し、サーマルリサイクル（※ 4）系資源やマテリアルリサイクル（※ 5）系資源として生まれ変わります。

（用語解説）

- ※ 1 資源循環型社会とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が再利用可能な資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会（循環型社会形成基本法第 2 条要約）のこと。
- ※ 2 事業者の抱える環境問題には、環境関係法令の遵守、ゼロエミッション化推進等の廃棄物に関する諸問題やこれに対応するためのコスト負担の増加問題等が含まれます。
- ※ 3 再資源化とは、不要物として排出された廃棄物を、選別、破碎、切断、圧縮、洗浄、溶融等の加工を施すことで、リサイクル可能な原材料やエネルギー源として再利用すること。
- ※ 4 サーマルリサイクルとは、廃棄物から熱エネルギーを回収すること。その熱回収をするための焼却施設等において、燃焼材料として利用するための原材料資源。
- ※ 5 マテリアルリサイクルとは、廃棄物を再利用、再製品化しやすいように処理し、新たな材料や製品に加工すること。その加工する原材料資源。

当社グループの事業内容は、以下のとおりであります。

なお、次の 4 部門（環境プロデュース事業、建設解体工事業、メタルマテリアル事業、その他の事業）は「第 6【経理の状況】【連結財務諸表等】（1）【連結財務諸表】【注記事項】」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

（1）環境プロデュース事業

① 収集・運搬業務

当社グループが行っている収集・運搬業務は、主に千葉県を中心とした首都圏における建設現場及び製造工場等から排出される産業廃棄物を対象とし、その収集と中間処理工場等への運搬を行っております。

当社グループは、単に廃棄物の収集・運搬を行うことにとどまらず、排出発生現場での分別サポートなどを通じて、排出事業者のリサイクル推進への貢献を目指して取り組んでおります。

(図1：収集・運搬業務の流れ)

(1) 廃棄物分別容器の設置

廃棄物発生現場の状況に合わせて、最適なサイズ・仕様の分別容器を設置します。
お客様には設置した容器に発生した廃棄物を保管していただきます。

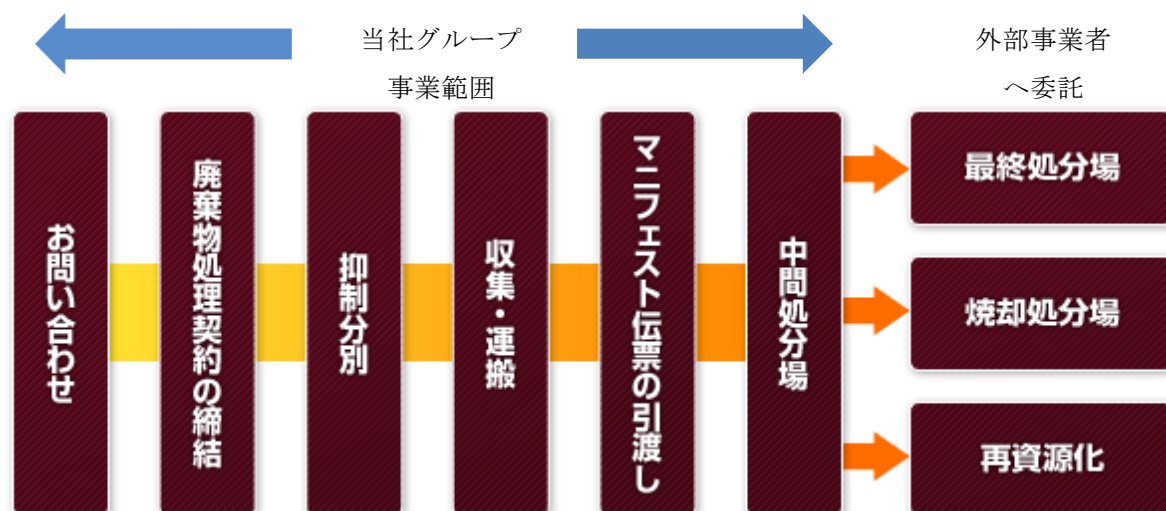
(2) 廃棄物回収作業

保管状況を鑑みながら、廃棄物発生現場に保管された廃棄物の回収に行きます。
回収作業は、安全に行うことを最優先に取り組んでおります。

(3) 廃棄物運搬

廃棄物発生現場で積み込まれた廃棄物は、荷台にシートで覆い、飛散や落下を防止しながら、当社中間処理施設へ搬送されます。

(図2：収集・運搬業務の位置づけ)



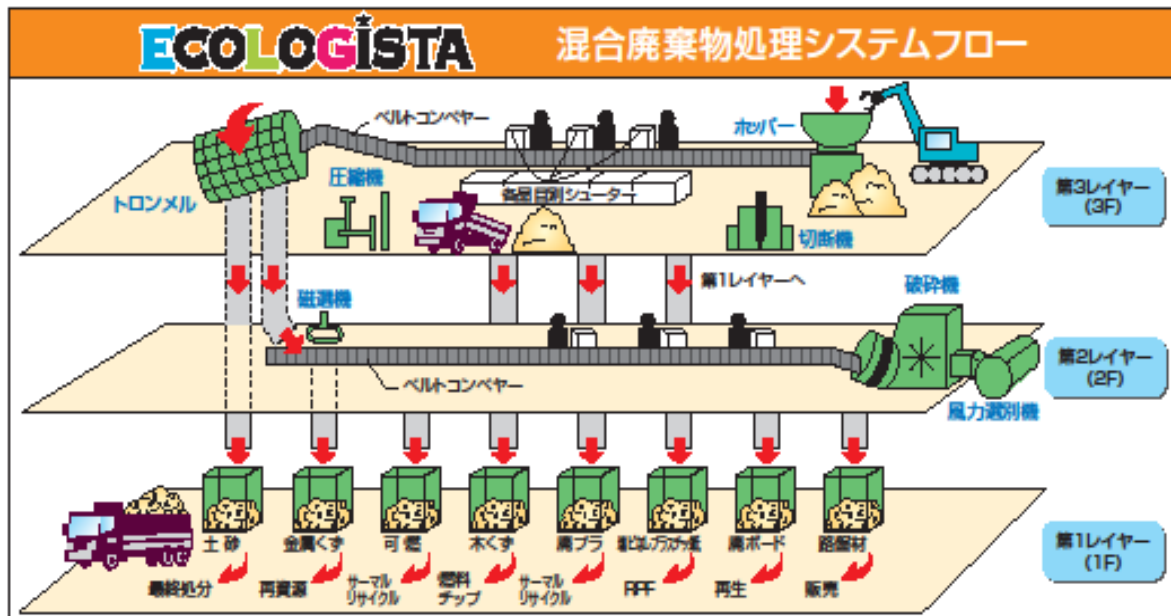
② 廃棄物処分業務

当社グループが行っている廃棄物処分業務では、産業廃棄物の排出者からの依頼に基づき、対価を得て適正な処理を行っております。処理工程としては、中間処理と再資源化であり、排出事業者から処分委託された廃棄物を、可能な限り再資源化する目的で、品目ごとに精選別し、異物除去・破碎・圧縮・切断等の中間処理を施します。そして再資源化された発生品は、品質確保に十分配慮しながら、資源利用先に搬出いたします。

また、当社グループ内で処理できない焼却処理・埋立等が必要な廃棄物残渣については、厳格に選定した外部処理先に処理を委託し、産業廃棄物処分サービスを完結しております。

(図3：廃棄物処分業務フロー図)

<エコロジスタの例>



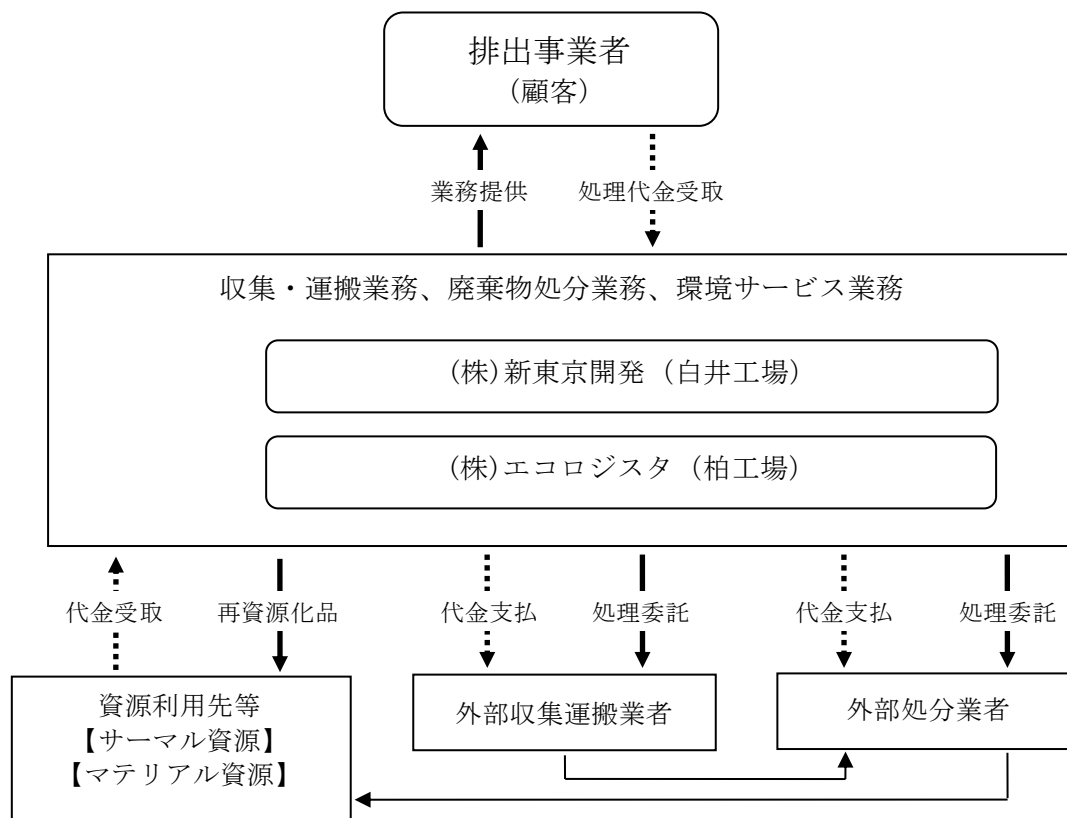
- (1) 廃棄物の受付後、廃棄物は施設最上部へ運ばれ、施設最上部で廃棄物の検査、受入が行われます。
- (2) 次に、廃棄物の粗選別及び破碎、切断、圧縮作業が行われ、廃棄物に一次的な中間処理が施されます。
- (3) さらに、ライン選別、機械選別、最終処理が行われ、第3レイヤーと第2レイヤーで更に細かな中間処理が施されます。
- (4) 最後に、再資源化、出荷専用ラインを経ることにより、各再資源化工場等の規格に合わせた状態まで処理を施し、第1レイヤーより搬出されます。

③ 環境サービス業務

当社グループが提供する環境サービス業務では、廃棄物の排出先に対し、発生品の調査分析を行ったうえで、適切な再生処理方法の企画・立案、コスト等を考慮した合理的な収集運搬の提案、及びリサイクル率の向上を意識した最適な再資源化提案を行っております。

また、上記提案に基づいて、発生品の最適な再資源化加工先や収集運搬業者の選定、オペレーションの提供、再資源化に適さない最終残渣廃棄物搬出のための最終処分場の選定などを提供しております。さらに、配車の手配、代金支払業務（複数の資源利用先等に対する代金を一括して当社に行っていただき支払業務の簡略化とコスト削減を行います。）等の煩雑なオペレーションに関してもサービス提供を行っております。

なお、当社グループの事業系統図（環境プロデュース事業）は次のとおりであります。

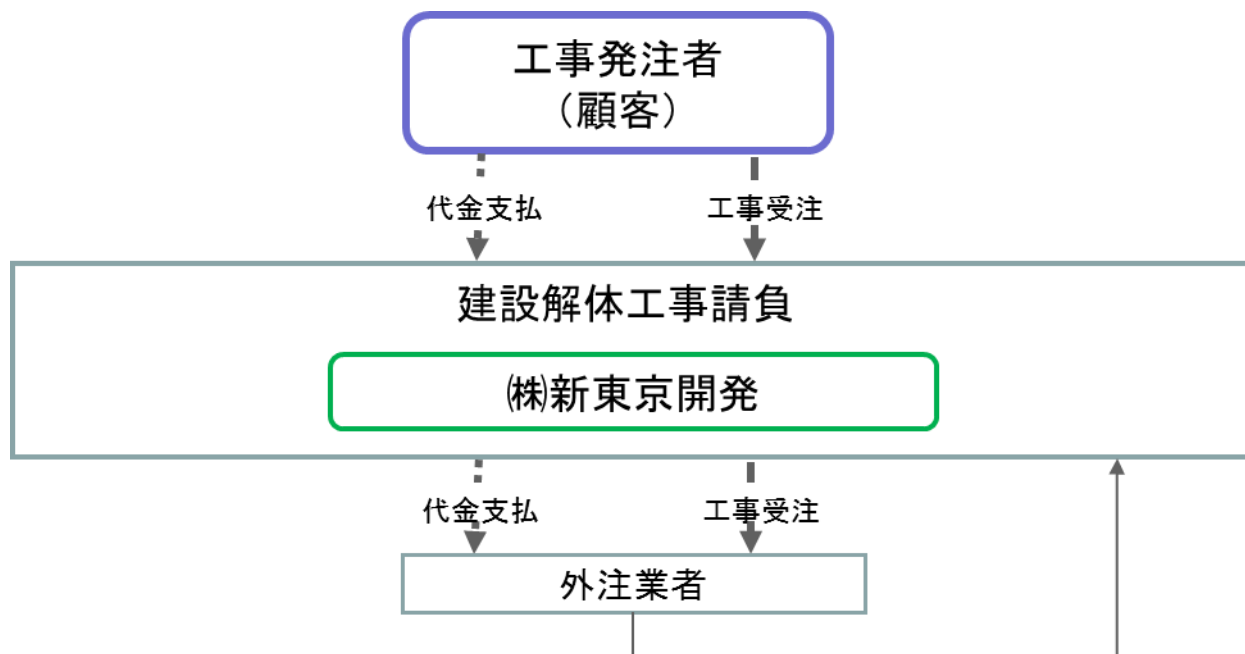


（２）建設解体工事事業

住宅やビル・マンションなどの建築物の解体工事、及び建築物内部の内装解体工事などを安全かつ適正に、顧客のニーズに十分に配慮しながら行っております。

また、解体工事現場より排出される産業廃棄物を、当社グループで収集運搬・中間処理を行うことにより、顧客に一貫したサービスを提供し、より安心な解体工事を確立しております。

なお、当社グループの事業系統図（建設解体工事事業）は、次のとおりであります。



(3) メタルマテリアル事業

解体発生屑、工場発生屑、市中老廃屑等鉄鋼製品の主原料となる、鉄スクラップを仕入れ、高炉、電炉メーカーへ安定供給しております。また、非鉄屑に関しては、国内で発生したアルミ屑、ステンレス屑、銅屑を仲介し、取引先を経由し、国内販売、あるいは海外へ輸出しております。

(4) その他の事業

当事業においては、売上規模も僅少であり、重要性に乏しいため、記載を省略しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社新東京開発 (注3) (注4)	千葉県 松戸市	86,600	環境プロデュース事業 建設解体工事業	100.0%	①役員の兼任 該当事項はありません。 ②営業上の取引 経営指導及び業務受託をしています。 ③資金援助、設備の賃貸借、 業務提携 該当事項はありません。
株式会社エコロジスタ (注3) (注4)	千葉県 柏市	10,000	環境プロデュース事業	100.0%	①役員の兼任 当社役員1名が当該子会社の 役員を兼任しております。 ②営業上の取引 経営指導及び業務受託をして おります。 ③資金援助、設備の賃貸借、 業務提携 該当事項はありません。
株式会社新東京エナジー (注3)	東京都 千代田 区	30,000	その他事業	100.0%	①役員の兼任 該当事項はありません。 ②営業上の取引 経営指導をしています。 ③資金援助、設備の賃貸借、 業務提携 該当事項はありません。
株式会社新東京ソイルゲ ート (注3)	千葉県 松戸市	10,000	その他事業	100.0%	①役員の兼任 該当事項はありません。 ②営業上の取引 該当事項はありません。 ③資金援助、設備の賃貸借、 業務提携 該当事項はありません。
株式会社シントウキョウ グロースキャピタル (注3)	東京都 中央区	10,000	その他事業	100.0%	①役員の兼任 該当事項はありません。 ②営業上の取引 該当事項はありません。 ③資金援助、設備の賃貸借、 業務提携 設備を賃借しております。
株式会社グリーンシステ ムズ (注3)	神奈川 県川崎 市	10,000	環境プロデュース事業	100.0%	①役員の兼任 該当事項はありません。 ②営業上の取引 該当事項はありません。 ③資金援助、設備の賃貸借、 業務提携 資金の貸付を行っております。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 特定子会社であります。
4. 株式会社新東京開発及び株式会社エコロジスタについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
これら連結子会社の最近連結会計年度における主要な損益情報等は、以下のとおりであります。

連結子会社	株式会社新東京開発	株式会社エコロジスタ
決算期	2020年5月期	2020年5月期
損益情報等		
①売上高	2,233,533千円	942,674千円
②経常損益	△68,054千円	57,878千円
③当期純損益	290,041千円	△324,905千円
④純資産額	1,184,717千円	△97,394千円
⑤総資産額	2,461,337千円	339,320千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
環境プロデュース事業	20
建設解体工事事業	10
メタルマテリアル事業	1
全社（その他を含む共通）	31
合計	62

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。）であります。
2. 全社（その他を含む共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
3	51.7	7.6	4,417

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者及び常用パートを含んでおります。）であります。
2. 持株会社である提出会社の従業員数は、いずれのセグメントにも区分されないため、「(1) 連結会社の状況」の全社に記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するなど、景気は緩やかな回復基調で推移しておりました。しかしながら、消費税率引き上げや自然災害などの影響をはじめ、米中通商問題の長期化や世界経済情勢の不確実性に加え、新型コロナウイルス感染拡大により、国内における消費活動が一気に冷え込み、景気は後退局面に入りました。

このような経済状況の中、当社グループの主要顧客となる建設業界においては、企業設備投資が増加し、緩やかな回復基調で推移していくことが見込まれますが、新型コロナウイルス感染症による景気減速が懸念される中で、先行き不透明な状況であります。また、物流や建築資材をはじめとした各種コストの上昇や採用難による人手不足などにより、依然として厳しい経営環境が続くものと思われます。

以上のような背景のもと、当連結会計年度における売上高は3,182,125千円（前年同期比17.8%減）、経常利益は1,204千円（前年同期比99.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は22,741千円（前年同期比74.6%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(環境プロデュース事業)

環境プロデュース事業につきましては、売上高は2,586,644千円（前年同期比7.2%減）、セグメント利益は311,506千円（前年同期比15.7%減）となりました。

(建設解体工事事業)

建設解体工事事業につきましては、売上高は258,177千円（前年同期比20.7%減）、セグメント利益は11,294千円（前年同期は20,787千円のセグメント損失）となりました。

(メタルマテリアル事業)

メタルマテリアル事業につきましては、売上高は105,376千円（前年同期比84.0%減）、セグメント利益は3,482千円（前年同期は16,848千円のセグメント損失）となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、新エネルギー事業、復興事業、建材卸事業及び不動産賃貸業で構成されております。その他事業の売上高は484,826千円（前年同期比51.9%増）、セグメント損失は29,888千円（前年同期は58,900千円のセグメント利益）となりました。尚、その他事業の売上高のうち252,899千円については、セグメント間の内部売上であります。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,721,464千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は76,170千円となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益の計上69,461千円、減価償却費58,937千円、売上債権の減少額が94,500千円、前渡金の減少額76,500千円となり資金が流入した一方で、仕入債務の減少額が77,889千円、法人税等の支払額の計上41,790千円により資金が流出したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は289,084千円となりました。これは主として、有形・無形固定資産の取得による支出343,891千円の資金が流出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は861,556千円となりました。これは、長・短期借入金収支の純減少額が688,720千円、社債の発行による収入が400,000千円となり資金が流入した一方で、社債の償還による支出が200,000千円、ファイナンス・リース債務の返済による支出が27,163千円となり資金が流出したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産実績の内容は、販売実績とほぼ一致しているため、「(3) 販売実績」を参照ください。また、当社グループにおける生産実績とは、廃棄物の処理実績、建設解体工事の施工実績を意味しております。

(2) 受注実績

当社グループは、受注と役務提供がほぼ同時であるため、受注残高管理は行っておりません。

(3) 販売実績

販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
環境プロデュース事業	2,586,644	△7.2
建設解体工事業	258,177	△20.7
メタルマテリアル事業	105,376	△84.0
その他	231,926	134.5
合 計	3,182,125	△17.8

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引を相殺消去した後の金額を記載しております。

3【対処すべき課題】

昨今の厳しい経済情勢の下、当社グループにおきましては、中長期的な成長と事業リスクの分散といった観点から、次の事項を重点施策として取り組む必要があると判断しております。

(1) 営業基盤の強化

当社グループは、連結営業利益及び連結経常利益目標の達成を果たすべく、更なる営業基盤の強化を図るため、下記の課題への取組みを徹底いたします。

毎月の月次営業予算を確実にクリアするために、新規営業スタッフの補充及び既存担当者の営業力強化を目的とした研修体制を構築してまいります。

(2) 経営基盤の拡充

更なる企業価値の向上を目指すためにも、以下のとおり経営基盤の拡充を図る必要があります。

- ① 数値的規模の拡大を目指し、売上高、営業利益及び経常利益目標の確保を図ります。そのために予算管理等（数値管理、進捗管理、管理システムの有効性向上）を徹底いたします。
- ② 経営資源の重要要素である人材については、社員教育や研修制度の充実、コミュニケーションの活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人あたりの生産性向上を図ります。
- ③ 既存の事業基盤については、工場及び収集運搬のための車両・配車システムの構築、ならびに安全管理を徹底のうえ、原価率低減に向けた創意工夫を推進いたします。
- ④ 廃棄物の再資源化と環境負荷を軽減することを通して、積極的な社会貢献を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制について

当社グループの事業活動の前提となる事項に係る主要な法的規制及び行政指導は次に記載のとおりであります。当社グループがこれらの規制に抵触することになった場合には、事業の停止命令や許可の取消し等の行政処分を受ける可能性があります。また、下記一覧表記載以外にも収集運搬過程では道路運送車両法等、処分過程においては、環境保全やリサイクルに関する諸法令による規制を受けております。今後の法的規制及び行政指導の変化によっては経営成績に影響を与える可能性があります。

(主要な法的規制)

法令等名	監督官庁	法的規制の内容	対象事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の収集運搬に関する許可基準、運搬及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。	環境プロデュース事業
自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	環境省	自動車による窒素酸化物及び粒子状物質による汚染が著しい特定の地域について、排出基準及び排出の抑制のための所要の措置等が定められております。	環境プロデュース事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の中間処理に関する許可基準、処理及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。	環境プロデュース事業
労働安全衛生法	厚生労働省	従業員の作業環境の整備に関し一定の基準が設けられております。	環境プロデュース事業 建設解体工事事業
建設業法	国土交通省	建設業に関する許可基準、建設工事の請負契約に関する基準等が定められております。	建設解体工事事業
建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律	国土交通省 環境省	特定の建設資材の分別解体等及び再資源化等に関する基準、解体工事事業者の登録に関する基準等が定められております。	建設解体工事事業

法令等名	監督官庁	法的規制の内容	対象事業
大気汚染防止法	環境省	工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度等が定められております。	環境プロデュース事業 建設解体工事事業
悪臭防止法	環境省	工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制に関する基準等が定められております。	環境プロデュース事業
騒音規制法	環境省	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制に関する基準等が定められております。	環境プロデュース事業 建設解体工事事業
振動規制法	環境省	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制に関する基準等が定められております。	環境プロデュース事業 建設解体工事事業
土壌汚染対策法	環境省	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する必要な規制に関する基準等が定められております。	環境プロデュース事業

(主要な行政指導)

対象	監督官庁	行政指導	行政指導の概要
施設の設置及び維持管理	各自治体	施設の設置及び維持管理の指導要綱	廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する基準が定められております。
県外廃棄物規制	各自治体	県外廃棄物の指導要綱	県外からの廃棄物の流入規制に関する基準が定められております。

(2) 当社グループの事業所用地について

当社の子会社である株式会社新東京開発の処理施設は、千葉県白井市にありますが、その敷地の一部を第三者から賃借した上で処理施設「シントウキョウマテリアルプラント」を運営しております。現時点において、用地の貸主と当社グループの関係は良好で、賃貸条件の変更や更新拒

絶がなされる可能性は低いものと考えておりますが、貸主の事情により、当該用地が第三者に売却された場合等においては、賃貸料の値上げ等の条件変更がなされるケース、期間満了後に契約の更新がされないケースが発生する恐れは否定できません。契約の更新がなされない場合、解除その他の理由により当社の処理施設の事業所有地に関する賃貸借契約が終了した場合には、「シントウキョウマテリアルプラント」の規模縮小が予想され、経営成績に影響を与える可能性があります。引き続き、賃貸人との良好な関係の維持、長期間の賃貸借契約の締結等、安定的な事業基盤の形成に努める方針ではありますが、現時点ではかかる安定的な事業所有地の確保が保証されるものではありません。

(3) 許可の新規取得と更新について

当社グループの主要事業である産業廃棄物処理業は、各都道府県知事又は政令市長の許可が必要であり、事業許可は、有効期限が原則として５年間で、事業継続には許可の更新が必要となります。また、事業範囲の変更及び他地域での事業開始、処理施設の新設・増設に関しても許可が必要であります。当社グループのこれらに関する申請が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)第14条第５項又は第10項の基準等に適合していると認められない場合は、申請が却下され、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業活動の停止及び取消要件について

廃掃法には、事業の許可の停止要件（廃掃法第14条の３）並びに許可の取消要件（廃掃法第14条の３の２）が定められております。不法投棄、マニフェスト虚偽記載等の違反行為、処理施設基準の違反、申請者の欠格要件（廃掃法第14条第５項第２号）等に関しては、事業の停止命令または許可の取消しという行政処分が下される恐れがあります。また、建設業法においても、建設業に関する許可基準、建設工事の請負契約に関する基準等が定められており、違反行為に対しては、営業の停止または許可の取消しという行政処分が下される恐れがあります。当社グループは、現在においてこれら規制に抵触するような事由は発生しておりませんが、万が一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(株新東京開発)

許可年月日	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
2016年10月17日	特定建設業	千葉県	解体工事業	(特-28)第38110号	2021年10月17日
2015年12月21日	特定建設業	千葉県	土木工事業 ほ装工事業	(特-27)第38110号	2020年11月15日
2015年12月22日	産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第13-00-005758号	2020年12月21日
2013年７月31日	産業廃棄物収集運搬業	千葉県	収集・運搬	第01200005758号	2020年７月13日
2018年７月３日	産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01402005758号	2023年５月７日
2014年１月17日	産業廃棄物収集運搬業	埼玉県	収集・運搬	第01107005758号	2020年12月15日
2015年２月23日	産業廃棄物収集運搬業	茨城県	収集・運搬	第00801005758号	2022年２月22日
2017年10月11日	産業廃棄物収集運搬業	群馬県	収集・運搬	第01000005758号	2022年10月10日
2015年３月２日	産業廃棄物収集運搬業	栃木県	収集・運搬	第00900005758号	2022年３月１日
2019年６月９日	産業廃棄物収集運搬業	長野県	収集・運搬	第2009005758号	2024年６月８日
2017年７月20日	産業廃棄物収集運搬業	宮城県	収集・運搬	第00400005758号	2022年７月19日
2015年２月19日	産業廃棄物処分業	千葉県	中間処理	第01220005758号	2021年12月21日
2016年11月20日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第13-57-005758号	2021年11月19日
2017年１月18日	特別管理産業廃棄物業	千葉県	収集・運搬	第01250005758号	2023年10月25日
2017年１月16日	特別管理産業廃棄物業	神奈川県	収集・運搬	第01452005758号	2021年11月23日
2016年12月13日	特別管理産業廃棄物業	埼玉県	収集・運搬	第01157005758号	2021年10月30日
2017年２月２日	特別管理産業廃棄物業	茨城県	収集・運搬	第00851005758号	2021年12月６日
2016年７月27日	産業廃棄物収集運搬業	福島県	収集・運搬	第00707005758号	2023年６月15日

(株)エコロジスタ)

許可年月日	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
2019年8月6日	産業廃棄物処分業	千葉県	中間処理	第11120150435号	2026年8月5日
2019年10月13日	産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第13-00-150435号	2026年10月12日
2020年1月24日	産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01402150435号	2026年10月22日
2019年12月5日	産業廃棄物収集運搬業	埼玉県	収集・運搬	第01107150435号	2026年11月24日
2020年4月1日	産業廃棄物収集運搬業	千葉県	収集・運搬	第01200150435号	2027年3月31日
2020年1月30日	産業廃棄物収集運搬業	茨城県	収集・運搬	第00801150435号	2027年1月21日
2017年6月21日	産業廃棄物収集運搬業	栃木県	収集・運搬	第00900150435号	2022年6月20日
2017年5月31日	産業廃棄物収集運搬業	群馬県	収集・運搬	第01000150435号	2022年5月30日
2017年5月17日	産業廃棄物収集運搬業	福島県	収集・運搬	第00707150435号	2022年5月16日
2017年7月20日	産業廃棄物収集運搬業	宮城県	収集・運搬	第04001150435号	2022年7月19日
2019年6月9日	産業廃棄物収集運搬業	長野県	収集・運搬	第2009150435号	2026年6月8日

(5) 有利子負債への依存について

環境プロデュース事業には、収集運搬車両、中間処理工場等への多額の投資が必要であり、当社グループは、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当連結会計年度末における当社グループの連結総資産に占める有利子負債の割合は58.6%、支払利息及び社債利息は29,359千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息等の負担が増加して経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 建設廃棄物について

当社グループの扱う廃棄物は、建設現場から排出される建設系の産業廃棄物に関するものが多くを占めております。そのため、景気変動や不動産市況等によって建設業界や住宅建設業界の工事量に変動がある場合、経営成績に影響を与える可能性があります。また、需要減少等の様々な要因によって同業者との価格競争に巻き込まれた場合は、当社グループが差別化戦略として取り組んでいる廃棄物の環境負荷を低減する再資源化処理が評価されず、経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 市場動向と競合について

当社グループの主力事業分野には、大きなシェアを持つ全国的な企業が存在せず、地域別に中小・中堅企業が多数存在し競合しております。当社グループは、千葉県を中心とした首都圏を基盤とする建設系産業廃棄物処理業者であります。同業者はそれぞれの得意分野・地域を持ち、価格、サービスを競っております。また、一般廃棄物や他の産業廃棄物の扱いを基盤とする業者、または特定廃棄物のリサイクル工場、焼却処分施設、最終処分場を核として当社グループへの分野へ進出してくる業者との競合関係もあります。

今後は、法的規制を背景にした環境対応や廃棄物リサイクルへのニーズの高まりにより、より高度な廃棄物処理と再資源化が求められていることから、大規模な設備投資が出来る体力、ノウハウ、または廃棄物の排出者からその廃棄物から生まれるリサイクル品の利用企業までを巻き込んだ総合的な廃棄物の循環処理サービスの体制を構築することが重要になってくるものと予測しております。当社グループは、この社会的ニーズを取り込んだ事業展開を目指しておりますが、他産業からの新規参入や業界再編成といった事業環境の変化により、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 当社の組織体制について

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である吉野勝秀は、当社グループの創業者であり、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な

役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同様に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 小規模組織であることについて

当社グループは、本書提出日現在、取締役3名、監査役3名、従業員62名（使用人兼務役員を除く）と組織が小さく、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大を目指していく上で、事業推進に適応した優秀な人材の拡充ならびに組織体制の強化が必要であることも認識しております。当社はこのような認識のもと、積極的に優秀な人材を採用していく方針であります。しかしながら、当社の求める人材が適時に確保できない場合、組織的対応および管理体制の強化が順調に進まない場合は、事業遂行および拡大に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) M&Aについて

当社では、今後の事業規模の拡大を図る手段として、廃棄物処理施設の設置許可取得期間を短縮するためや新たな事業分野とのシナジー効果を図るため、M&Aを重要な手法として位置づけております。M&Aを行う際は、その対象企業の財務内容や契約関係等について詳細なデューデリジェンスを行うことによって極力リスクの低減に努める所存ではありますが、M&Aを行った後に、偶発債務や未認識債務が発生する場合等が考えられます。また、M&Aの対象会社が外部環境の変化等各種の要因により、当社の当初の期待どおりの成果をあげられない可能性もあります。これらの場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 自然災害・火災・事故等への対応について

当社グループは、主要な営業基盤、中間処理工場、最終処分場が首都圏に集中しており、大規模な台風、地震等の自然災害に見舞われて被害を受けた場合には、業績に影響を与える可能性があります。また、当社は、業務の遂行に際して安全管理に留意しておりますが、業務執行の過程において、重大な労働災害、設備事故等が発生した場合には、操業に支障が生じ、経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 中間処理工場の環境管理について

当社グループの白井中間処理場（千葉県白井市）及び柏中間処理場（千葉県柏市）では、廃プラスチック類、木くず・紙くず・ガラス等の安定型品目を可能な限り再資源化する目的で、異物除去、破碎、圧縮、切断等の中間処理を施しており、当社グループ内で処理できない焼却処理・埋立等が必要な廃棄物残渣については、厳格に選定した外部処理先に処理を委託し、環境負荷の少ない産業廃棄物処分サービスを提供しております。

いずれの中間処理場におきましても、法令や行政指導に従い、受入搬入時の検査、施設点検、周辺部への定期検査等を実施し、環境への影響を常時監視しております。現在においては、周辺環境への悪影響を与えるような事由は発生しておりませんが、万が一、不測の事故等により環境汚染等が発生すれば、事業遂行および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 最終処分費用の動向について

当社グループは、現在複数の最終処分施設と継続的な取引をしており、最終処分費用も安定しております。しかしながら最終処分施設の処理容量は逼迫しているうえに新たな最終処分場の設置には時間を要することが見込まれます。その結果、最終処分費用が著しく上昇した場合に経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 特定の生産拠点への依存について

当社グループは、子会社である株式会社新東京開発が運営する白井工場（千葉県白井市）、株式会社エコロジスタが運営する柏工場（千葉県柏市）の2工場を所有しております。現時点ではこ

の2工場の処理能力の範囲内におきまして安定的に廃棄物を受け入れております。しかしながら2015年7月の柏工場での火災事故発生の際には、提携工場等を活用しましたが、当初の経営計画を修正せざるを得ない事態が発生しました。今後も事故等により自社工場の稼働率の低下することで経営成績に影響を与える可能性があります。

(14) 相場変動による影響について

当社グループは、子会社である株式会社新東京トレーディングにおきまして鉄スクラップ及び非鉄スクラップの買い取り及び販売を行っております。これらの品目の相場変動により経営成績に影響を与える可能性があります。

(15) 訴訟について

当社グループは、各子会社が運営する事業におきまして、知的財産権、環境、労務、取引に関する何らかのトラブル等、様々な訴訟の対象となるリスクがあります。本書提出日現在におきまして、業績に影響を及ぼす恐れのある訴訟を提起されている事実はありませんが、将来何らかの訴訟により、損害賠償責任が発生した場合には、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 個人の消費動向について

当社グループは、子会社である株式会社新東京エナジーにおきましてコンパクトソーラー発電所を個人及び法人に販売しております。したがって個人消費者の需要動向や景気動向の影響を少なからず受けます。また、再生エネルギー固定価格買取制度等の法改正により需要が減少した場合に経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) 政府の施策について

当社グループは、子会社である株式会社新東京エナジーにおきましてコンパクトソーラー発電所開発事業を行っております。同事業は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行に伴い、電力の「固定価格買取制度」における買取価格の高低や、買取年数の状況及び再生可能エネルギー発電設備についての系統連系の申込回答時期の遅れや回答保留、接続拒否に関するルール状況等により、業績に影響を与える可能性があります。また、「電気システムに関する改革方針」に従い、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保が行われますが、これらの改革時期の遅れや方針の変更等により、経営成績に影響を与える可能性があります。

(18) コンパクトソーラー発電所の周辺環境等の変化について

当社グループは、子会社である株式会社新東京エナジーにおきましてコンパクトソーラー発電所を個人及び法人に販売しております。設置場所は、住宅地、遊休地、工場や廃棄物中間処理施設の跡地等と多岐にわたりますが、ソーラーパネルの反射光や発電設備からの振動等により周辺環境へ何らかの影響を及ぼすことや、周辺地権者等との間に何らかのトラブルが発生する可能性があります。その結果、損害賠償責任や風評被害等により、経営成績に影響を与える可能性があります。

(19) 担当J-Adviserとの契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社ではフィリップ証券㈱を2012年5月15日開催の取締役会において、担当J-Adviserに指定する事を決議し、2012年5月15日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議する

この取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実

質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の

経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産及び負債の報告数値、報告期間における収益及び費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定の設定を行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる各種の要因に関して仮定設定、情報収集を行い、見積金額を算出しておりますが、実際の結果は見積り自体に不確実性があるために、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

① 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ531,649千円増加(28.1%増)し2,425,222千円となりました。これは主として、現金及び預金が648,643千円、未収入金が48,376千円増加した一方で、受取手形及び売掛金が91,847千円、前渡金が76,500千円減少したことによるものであります。

② 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ366,445千円増加(29.3%増)し1,616,175千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得及び減価償却等により有形固定資産が334,299千円、のれんが24,313千円増加したことによるものであります。

③ 流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ188,309千円減少(14.8%減)し1,085,621千円となりました。これは主として、1年内償還予定の社債が200,000千円、支払手形及び買掛金が80,570千円減少したことによるものであります。

④ 固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ1,064,906千円増加(124.4%増)し1,921,171千円となりました。これは主として、長期借入金が688,000千円、社債が400,000千円増加した一方で、リース債務が22,581千円減少したことによるものであります。

⑤ 純資産

当連結会計年度末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ21,499千円増加(2.1%増)し、1,034,605千円となりました。これは主として、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が22,741千円増加したことによるものであります。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

① 売上高、売上原価の分析

当連結会計年度の売上高は3,182,125千円（前年同期比17.8%減）、売上原価は2,716,397千円（前年同期比19.1%減）となり、その結果、売上総利益は465,728千円（前年同期比9.4%減）となりました。

売上総利益率につきましては、14.6%となりました。

② 販売費及び一般管理費、営業利益の分析

販売費及び一般管理費につきましては、422,234千円（前年同期比22.8%増）を計上いたしました。その結果、営業利益につきましては、43,494千円（前年同期比74.5%減）となりました。

営業利益率につきましては、1.4%となりました。

③ 営業外損益、経常利益の分析

営業外収益につきましては、受取出向料 13,484 千円、売電収入 5,385 千円等を含め 27,197 千円を計上いたしました。また、営業外費用につきましては、支払手数料 36,617 千円、支払利息 27,841 千円等により 69,487 千円を計上しました。

この結果、経常利益につきましては、1,204 千円（前年同期比 99.2%減）となりました。

経常利益率につきましては、0.0%となりました。

④ 特別項目、親会社株主に帰属する当期純利益の分析

特別利益につきましては、関係会社株式売却益62,167千円、固定資産売却益9,795千円により 71,963千円を計上いたしました。

特別損失につきましては、固定資産除却損3,706千円等により3,706千円を計上いたしました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、22,741千円（前年同期比74.6%減）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は374,044千円となりました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

国内子会社

2020年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)新東京開発	本社 (千葉県松戸市)	全社	統括 業務施設	17,505	33,333 (165)	—	50,839	8
(株)新東京開発	白井工場 (千葉県白井市)	環境プロデュ ース事業	中間処理 施設	10,817	48,864 (1,447)	—	59,682	8
(株)エコロジスタ	柏工場 (千葉県柏市)	環境プロデュ ース事業	中間処理 施設	407,060	413,310 (6,034)	—	820,371	8

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. (株)新東京開発及び(株)エコロジスタの設備は、(株)シントウキョウグロースキャピタルから賃借しているものであります。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2020年5月31日)	公表日現在発行数(株)(2020年8月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,000,000	13,040,000	4,960,000	4,960,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	18,000,000	13,040,000	4,960,000	4,960,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2013年12月1日 (注)	4,712,000	4,960,000	—	86,600	—	75,600

(注) 株式分割(1:20)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2020年5月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未 満株式 の状況 （株）	
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融商 品 取引業 者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人 以外	個人			
株主数 （人）	－	－	－	10	－	－	11	21	－
所有株式 数 （単元）	－	－	－	5,564	－	－	44,036	49,600	－
所有株式 数の割合 （％）	－	－	－	11.22	－	－	88.78	100	－

（注）自己株式149,500株は、「個人その他」に1,495単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2020年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
吉野 勝秀	千葉県松戸市	3,958,000	82.28
株式会社YOSHINO	千葉県松戸市八ヶ崎八丁目1番地の1 第6シントウキョウビル	142,000	2.95
本清鋼材株式会社	千葉県松戸市上本郷4564	104,000	2.16
渡部 和仁	群馬県高崎市	104,000	2.16
株式会社玉川工産	千葉県茂原市早野1071-1	80,000	1.66
モーション株式会社	東京都渋谷区桜丘町3-24	70,300	1.46
澤希運輸有限会社	群馬県高崎市金古町465番地1	70,000	1.46
林 伸孝	埼玉県三郷市	40,000	0.83
渡部 潤也	東京都足立区	40,000	0.83
柏信コーポレーション株式会社	茨城県守谷市けやき台2丁目1番地	34,000	0.71
渡邊 明週	千葉県松戸市	34,000	0.71
若杉 秀代	滋賀県彦根市	34,000	0.71
計	—	4,710,300	97.92

（注）1. 上記のほか当社所有の自己株式149,500株があります。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式149,500株を除く株式総数に対する割合であります。小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 149,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,810,500	48,105	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,960,000	—	—
総株主の議決権	—	48,105	—

(注) 単元株制度を導入しており、1単元の株式数は100株となっております。

② 【自己株式等】

2020年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社新東京グループ	千葉県松戸市 常盤平陣屋前 3番地の2 1	149,500	—	149,500	3.0
計	—	149,500	—	149,500	3.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」
をご参照ください。

(10) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	149,500	—	149,500	—

(注) 最近期間の保有自己株式数には、2020年8月1日から発行者情報提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、今後の成長に向けた設備投資を機動的に行い、事業拡大及び経営基盤の安定に向けた設備投資等の資金需要を勘案し、長期的な事業展望に備えて内部留保を優先することを基本方針としております。内部留保資金につきましては、今後の事業拡大に活用していく所存であります。

よって、当期配当につきましては、上記方針から実施しておりません。

なお、当社は剰余金の配当につきましては、会社法第454条第5項の規定に基づき取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、事務コストの軽減の観点から期末配当への一本化を行っております。期末配当につきましては、株主総会が決議機関になります。また、次期につきましても、上記方針から現時点において配当実施の可能性及びその実施時期につきましては未定であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期
最高(円)	410	410	—
最低(円)	330	410	—

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年12月	2020年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5【役員の状況】

男性6名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	－	吉野 勝秀	1968年 4月27日	1992年7月 ㈱新東京開発設立 代表取締役社長就任 2009年8月 ㈱エコロジスタ設立 代表取締役社長就任 2012年6月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注)2	(注)5	3,958
取締役	管理部長	小野澤 歩	1976年 6月27日	2000年3月 ㈱丸豊（現㈱Human21）入社 2009年2月 ㈱新東京開発入社 経理課長 2012年8月 当社取締役就任（現任） 2018年8月 ㈱新東京トレーディング 代表取締役社長就任	(注)2	(注)5	－
取締役	－	千葉 康一	1971年 8月27日	2004年3月 ㈱新東京開発入社 2009年9月 ㈱エコロジスタ入社 2012年10月 同社代表取締役社長就任（現任） 2013年8月 当社取締役就任（現任）	(注)4	(注)5	－
常勤 監査役 (注)1	－	和泉 秀樹	1972年 11月21日	1993年4月 株式会社富士薬品入社 1997年9月 株式会社クレディセゾン入社 2000年3月 株式会社インボイス入社 2006年10月 株式会社アヴェンテ入社 2010年10月 Air Style株式会社設立 代表取締役就任（現任） 2012年7月 株式会社SERENDIPITY設立 代表取締役就任（現任）	(注)3	(注)5	－
監査役 (注)1	－	関原 竜也	1974年 7月12日	1998年10月 司法書士篠塚事務所入所 2000年12月 司法書士天川合同事務所入所 2011年1月 オフィスランディック株式会社入社 2015年9月 トゥーライフ合同会社設立 代表社員就任（現任）	(注)3	(注)5	－
監査役 (注)1	－	田中 大輔	1977年 6月29日	2000年4月 田中信行司法書士事務所入所 2017年9月 司法書士リアライズ法務事務所開設（現任） 2018年4月 株式会社ページワン・ネオ・バンク 社外取締役就任（現任）	(注)3	(注)5	－
計							3,958

- (注) 1. 監査役和泉秀樹氏、監査役関原竜也氏及び監査役田中大輔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 2020年8月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
3. 2020年8月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 2019年8月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 2020年5月期における役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 ⑤役員報酬の内容」に記載のとおりです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが重要と考えております。コーポレート・ガバナンスの強化は経営の最も重要な課題の一つと認識しており、積極的に取り組んでおります。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

a. 取締役会

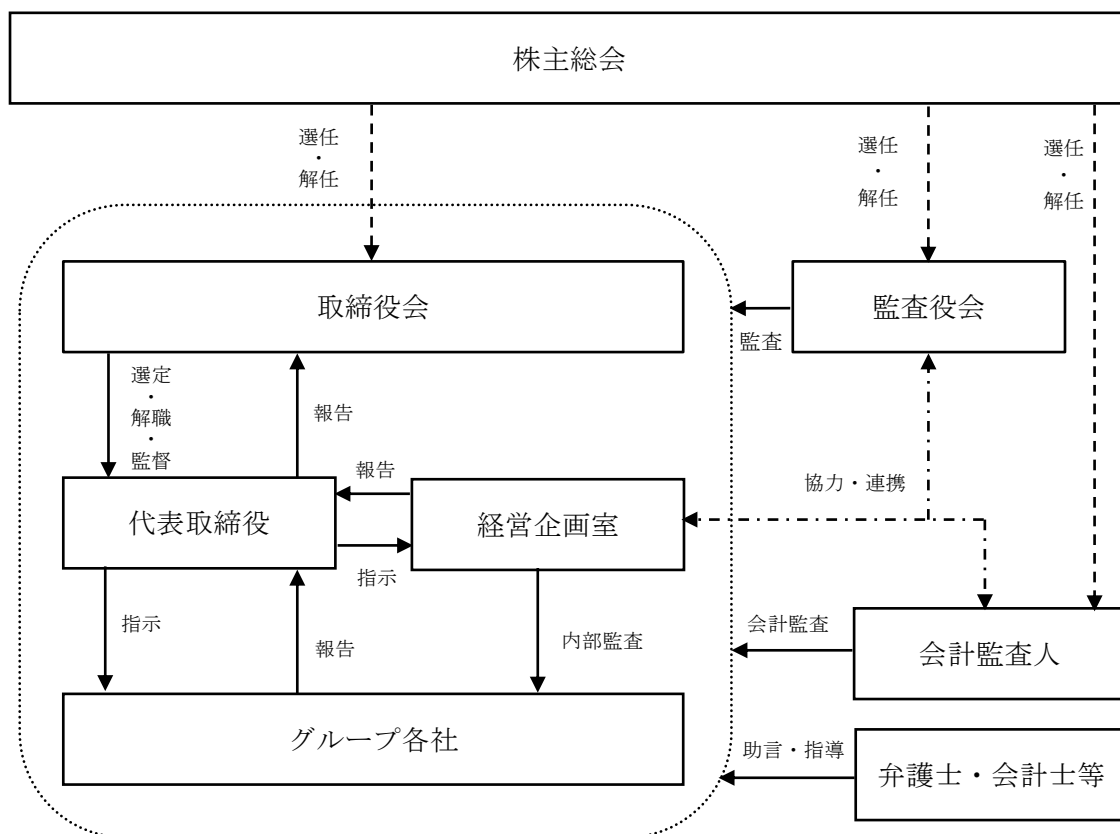
当社の取締役会は3名の取締役で構成され、会社の経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って、経営方針やその他重要事項について審議及び意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は3名（うち社外監査役3名）により構成され、毎月1回監査役会を開催し、監査計画に基づく監査実施状況を確認するとともに、監査役間の連携を緊密に行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、必要な意見表明及び取締役の職務執行の監督にあたっております。

c. 当社の経営上の意思決定、業務執行、監査及び内部統制のしくみは、下記のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制の概略図



d. 内部統制システムの整備状況

当社は、職務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

上記に加えて当社では、企業が継続的に発展していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、公正で高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であるとの観点からコンプライアンス規程を定めております。

e. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査に関しては、内部監査担当者（１名）が、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に対して監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

また、監査役及び監査役会は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めております。

f. 会計監査の状況

当事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

監査法人名	公認会計士の氏名等	
HLB Meisei有限責任監査法人	指定有限責任社員・業務執行社員	関 和輝
	指定有限責任社員・業務執行社員	吉田 隆伸

注 継続監査年数は、全員７年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士試験合格者 ２名 その他 ５名

② リスク管理体制の整備状況

当社は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、大原総合法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題について適宜専門家のアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

③ 社外監査役との関係

当社では、社外監査役３名を選任しておりますが、当社との人的関係・資本的关系・取引関係又はその他利害関係は一切ありません。

なお、社外監査役が当社コーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割等につきましては、社外監査役３名が中立的、客観的な視点から、取締役の職務執行状況を監査しております。また、取締役会その他重要な会議に随時出席し、適切な助言、提言いただいております。

④ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は８名以内、監査役は５名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 役員報酬の内容

2020年５月期における役員報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	50,000	50,000	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	3,060	3,060	—	—	2
社外役員	3,600	3,600	—	—	2
合計	56,660	56,660	—	—	7

(注) １．上記金額には、使用人兼務役員の給与等は含まれておりません。

２．株主総会決議（2013年８月23日）による報酬限度額（年額）

取締役 120百万円、監査役 12百万円

⑥ 役員報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬の決定方針につきましては、取締役の報酬額を年額120百万円以内、監査役の報酬額を年額12百万円以内としており（2013年８月23日開催の定時株主総会にて決議）、その範囲内で株主総会後に開催される取締役会において、協議により決定しております。

⑦ 取締役選任の決議要件

取締役の選任決議に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

⑨ 取締役及び監査役の責任免除

当社では、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑩ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件について該当する場合には、賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を定めることができる旨を定款で定めております。

⑪ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫ 株式の保有状況

当社は、子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社（持株会社）であります。当社グループのうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社新東京開発については以下のとおりであります。

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度（千円）			
	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	—	—	—	—
上記以外の株式	10,419	418	—	2,609

提出会社については以下のとおりであります。

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	12,000	—
連結子会社	—	—
計	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の事業規模の観点から合理的監査日数等を総合的に勘案し決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2019年6月1日から2020年5月31日まで）の連結財務諸表について、HLB Meisei有限責任監査法人の監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年 5 月 31 日)	当連結会計年度 (2020年 5 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,206,821	1,855,464
受取手形及び売掛金	408,381	316,533
仕掛品	5,420	2,523
前渡金	234,910	158,410
未収入金	19	48,396
その他	59,120	61,131
貸倒引当金	△21,100	△17,236
流動資産合計	1,893,572	2,425,222
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	911,198	998,159
減価償却累計額	△430,409	△447,440
建物及び構築物（純額）	480,789	550,719
機械装置及び運搬具	202,089	336,480
減価償却累計額	△155,339	△160,216
機械装置及び運搬具（純額）	46,750	176,264
土地	497,709	650,678
リース資産	148,635	141,432
減価償却累計額	△64,055	△76,563
リース資産（純額）	84,580	64,869
その他	27,774	40,231
減価償却累計額	△26,843	△37,701
その他（純額）	931	2,529
有形固定資産合計	1,110,760	1,445,060
無形固定資産		
のれん	—	24,313
その他	569	216
無形固定資産合計	569	24,529
投資その他の資産		
投資有価証券	11,601	10,419
差入保証金	14,170	10,727
投資不動産	70,000	70,000
繰延税金資産	18,303	2,686
その他	57,203	54,252
貸倒引当金	△32,879	△1,500
投資その他の資産合計	138,399	146,586
固定資産合計	1,249,729	1,616,175
資産合計	3,143,302	4,041,398

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	371,092	290,522
短期借入金	400,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	120,000	120,720
1年内償還予定の社債	200,000	—
リース債務	23,614	23,214
未払法人税等	24,145	10,917
未払金	71,327	65,124
前受金	15,275	9,296
その他	48,475	165,825
流動負債合計	1,273,930	1,085,621
固定負債		
社債	—	400,000
長期借入金	760,000	1,448,000
リース債務	74,068	51,486
繰延税金負債	—	2,198
その他	22,197	19,485
固定負債合計	856,265	1,921,171
負債合計	2,130,196	3,006,792
純資産の部		
株主資本		
資本金	86,600	86,600
資本剰余金	75,600	75,600
利益剰余金	897,276	920,018
自己株式	△49,335	△49,335
株主資本合計	1,010,141	1,032,883
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,964	1,721
その他の包括利益累計額合計	2,964	1,721
純資産合計	1,013,106	1,034,605
負債純資産合計	3,143,302	4,041,398

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
売上高	3,870,206	3,182,125
売上原価	3,355,969	2,716,397
売上総利益	514,236	465,728
販売費及び一般管理費	※1 343,914	※1 422,234
営業利益	170,321	43,494
営業外収益		
受取利息	23	25
受取配当金	387	418
安全協力収受金	180	381
受取保険金	—	2,076
売電収入	5,674	5,385
受取出向料	—	13,484
その他	1,162	5,424
営業外収益合計	7,428	27,197
営業外費用		
支払利息	25,989	27,841
社債利息	1,665	1,517
支払手数料	392	36,617
その他	5,700	3,511
営業外費用合計	33,747	69,487
経常利益	144,002	1,204
特別利益		
固定資産売却益	※2 300	※2 9,795
関係会社株式売却益	—	62,167
特別利益合計	300	71,963
特別損失		
固定資産除却損	※4 90	※4 3,706
固定資産売却損	※3 626	—
ゴルフ会員権評価損	2,000	—
特別損失合計	2,716	3,706
税金等調整前当期純利益	141,585	69,461
法人税、住民税及び事業税	51,222	28,263
法人税等調整額	863	18,455
法人税等合計	52,086	46,719
当期純利益	89,499	22,741
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	89,499	22,741

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
当期純利益	89,499	22,741
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,559	△1,242
その他の包括利益合計	※ △1,559	※ △1,242
包括利益	87,939	21,499
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	87,939	21,499
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	86,600	75,600	807,777	△49,335	920,642
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			89,499		89,499
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	89,499	—	89,499
当期末残高	86,600	75,600	897,276	△49,335	1,010,141

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	4,524	4,524	925,166
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			89,499
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△1,559	△1,559	△1,559
当期変動額合計	△1,559	△1,559	87,939
当期末残高	2,964	2,964	1,013,106

当連結会計年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	86,600	75,600	897,276	△49,335	1,010,141
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			22,741		22,741
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	22,741	—	22,741
当期末残高	86,600	75,600	920,018	△49,335	1,032,883

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	2,964	2,964	1,013,106
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			22,741
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△1,242	△1,242	△1,242
当期変動額合計	△1,242	△1,242	21,499
当期末残高	1,721	1,721	1,034,605

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 6 月 1 日 至 2019年 5 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2019年 6 月 1 日 至 2020年 5 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	141,585	69,461
減価償却費	87,692	58,937
支払利息及び社債利息	27,654	29,359
固定資産売却益	—	△9,795
固定資産売却損	626	—
固定資産除却損	90	3,706
関係会社株式売却益	—	△62,167
ゴルフ会員権評価損	2,000	—
売上債権の増減額 (△は増加)	57,195	94,500
たな卸資産の増減額 (△は増加)	13,503	2,951
前渡金の増減額 (△は増加)	94,500	76,500
未収入金の増減額 (△は増加)	3,392	△26,389
仕入債務の増減額 (△は減少)	△82,211	△77,889
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△28,268	△45,240
その他流動負債の増減額 (△は減少)	22,808	62,071
その他	1,014	△30,768
小計	341,573	145,236
利息の支払額	△27,502	△27,720
法人税等の支払額	△61,440	△41,790
その他	410	444
営業活動によるキャッシュ・フロー	253,040	76,170
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形・無形固定資産の取得による支出	△44,903	△343,891
敷金・保証金の差入による支出	△649	△177
敷金・保証金の回収による収入	168	3,491
連結の範囲を伴う子会社株式の取得による収入	—	21,483
連結の範囲を伴う子会社株式の売却による収入	—	15,205
その他	10	14,803
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,375	△289,084
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	500,000
短期借入金の返済による支出	△100,000	△500,000
長期借入金による収入	—	1,940,000
長期借入金の返済による支出	△120,000	△1,251,280
社債の発行による収入	—	400,000
社債の償還による支出	△10,000	△200,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△58,342	△27,163
財務活動によるキャッシュ・フロー	△188,342	861,556
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	19,322	648,643
現金及び現金同等物の期首残高	1,053,498	1,072,821
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,072,821	※ 1,721,464

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社新東京開発

株式会社エコロジスタ

株式会社新東京エナジー

株式会社新東京ソイルゲート

株式会社シントウキョウグロースキャピタル

株式会社グリーンシステムズ

(2) 非連結子会社の名称

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全額純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b. 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～42年

機械装置及び運搬具 2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

a. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しております。

b. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準です。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年5月期の期首から適用する予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産

担保設定状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
建物及び構築物	454,579千円	540,788千円
土地	495,798	648,768
計	950,378	1,189,556

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
短期借入金	400,000千円	400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	120,000	70,716
長期借入金	760,000	1,173,839
計	1,280,000	1,644,555

※2 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
当座貸越限度額及びコミットメントライン 契約の総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	400,000	400,000
差引額	—	—

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
役員報酬	80,190千円	78,329千円
給与手当	77,197	79,843
管理諸費	57,896	51,542
貸倒引当金繰入額	1,942	△6,295

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
機械装置及び運搬具	300千円	9,795千円
計	300	9,795

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
機械装置及び運搬具	626千円	一千円
	626	—

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
建物及び構築物	一千円	413千円
機械装置及び運搬具	90	3,292
計	90	3,706

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

※その他の包括利益に係る税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	△2,413 千円
税効果調整前	△2,413
税効果額	853
その他有価証券評価差額金	△1,559
その他の包括利益合計	△1,559

当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

※その他の包括利益に係る税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	△1,883 千円
税効果調整前	△1,883
税効果額	640
その他有価証券評価差額金	△1,242
その他の包括利益合計	△1,242

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計期間 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,960,000	—	—	4,960,000
合計	4,960,000	—	—	4,960,000
自己株式				
普通株式	149,500	—	—	149,500
合計	149,500	—	—	149,500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計期間 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,960,000	—	—	4,960,000
合計	4,960,000	—	—	4,960,000
自己株式				
普通株式	149,500	—	—	149,500
合計	149,500	—	—	149,500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年 6 月 1 日 至 2019年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 6 月 1 日 至 2020年 5 月31日)
現金及び預金勘定	1,206,821千円	1,855,464千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△134,000	△134,000
現金及び現金同等物	1,072,821	1,721,464

2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2018年 6 月 1 日 至 2019年 5 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2019年 6 月 1 日 至 2020年 5 月31日)

流動資産	27,167 千円
固定資産	25,559 千円
資産合計	52,727 千円
流動負債	△43,696 千円
固定負債	△597 千円
負債合計	44,294 千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、中間処理工場用設備 (機械装置及び運搬具) であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、中間処理工場用設備 (機械装置及び運搬具) であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に照らして、事業に必要な資金を主に金融機関借入により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産により運用しております。デリバティブは、需要に伴う取引に限定して実施し、投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金、差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。株式は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金、社債、リース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらの一部は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループでは各社が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 3をご参照ください）。

前連結会計年度（2019年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,206,821	1,206,821	—
(2) 受取手形及び売掛金 ※	387,280	387,280	—
(3) 未収入金	19	19	—
(4) 投資有価証券	11,601	11,601	—
資産計	1,605,723	1,605,723	—
(1) 支払手形及び買掛金	371,092	371,092	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	71,327	71,327	—
(4) 社債（1年内含む）	200,000	200,137	137
(5) 長期借入金（1年内含む）	880,000	883,685	3,685
(6) リース債務（1年内含む）	97,682	97,682	—
負債計	2,020,102	2,023,926	3,823

※「(2) 受取手形及び売掛金」については、貸倒引当金を控除した額で表示しております。

当連結会計年度（2020年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,855,464	1,855,464	—
(2) 受取手形及び売掛金 ※	299,297	299,297	—
(3) 未収入金	48,396	48,396	—
(4) 投資有価証券	10,419	10,419	—
資産計	2,213,577	2,213,577	—
(1) 支払手形及び買掛金	290,522	290,522	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	65,124	65,124	—
(4) 社債（1年内含む）	400,000	400,657	657
(5) 長期借入金（1年内含む）	1,568,720	1,548,617	△20,102
(6) リース債務（1年内含む）	74,701	74,701	—
負債計	2,799,068	2,779,623	△19,445

※「(2) 受取手形及び売掛金」については、貸倒引当金を控除した額で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（1年内含む）

これらの時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期借入金（１年内含む）、(6) リース債務（１年内含む）

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) ２．金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2019年５月31日）

	１年以内 (千円)	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)
現金及び預金	1,206,821	—	—	—
受取手形及び売掛金	408,381	—	—	—
合計	1,615,202	—	—	—

当連結会計年度（2020年５月31日）

	１年以内 (千円)	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)
現金及び預金	1,855,464	—	—	—
受取手形及び売掛金	316,533	—	—	—
合計	2,171,997	—	—	—

(注) ３．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年５月31日)	当連結会計年度 (2020年５月31日)
差入保証金（※）	14,170	10,727

※差入保証金は、償還予定が合理的に見積もれないもの、または将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 4. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2019年 5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
社債	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	280,000
リース債務	23,614	21,187	22,371	16,179	14,329	—
合計	743,614	141,187	142,371	136,179	134,329	280,000

当連結会計年度 (2020年 5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	300,000	100,000
長期借入金	120,720	120,720	154,622	157,704	228,769	786,185
リース債務	23,214	22,822	16,532	11,574	557	—
合計	543,934	143,542	171,154	169,278	529,326	886,185

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2019年 5 月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計 上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	11,601	7,109	4,492
合計		11,601	7,109	4,492

当連結会計年度 (2020年 5 月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計 上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	10,419	7,810	2,609
合計		10,419	7,810	2,609

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	53,691千円	84,277千円
貸倒損失	0	0
未払事業税	1,169	—
未払事業所税	219	219
ゴルフ会員権評価損	2,686	2,686
減価償却超過額	6,135	99
貸倒引当金	11,977	255
繰延税金資産 小計	75,880	87,539
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△53,691	△84,277
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	—
評価性引当額小計	△53,691	△84,277
繰延税金資産合計	22,188	3,261
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,527	△887
特別償却準備金	△2,357	△1,886
繰延税金負債合計	△3,885	△2,773
繰延税金資産の純額	18,303	488

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2020年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	84,277	84,277
評価性引当額	—	—	—	—	—	△84,277	△84,277
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	△1.3
住民税等均等割	1.1	2.3
評価性引当金額	10.3	60.0
中小法人の軽減税率の影響	△1.4	△3.1
のれんの償却額	—	1.1
関係会社株式評価損	△7.3	—
連結修正による影響	—	△24.9
その他	△0.2	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8	67.3

(企業結合等関係)

事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社新東京トレーディング

② 分離した事業の内容

メタルマテリアル事業

③ 事業分離を行った主な理由

当社連結子会社である株式会社新東京トレーディングは、メタルマテリアル事業の拡大を目的といたしまして2017年12月に千葉県白井市にメタルマテリアル事業の再生プラントを設置いたしました。

しかしながら、従来の雑品スクラップの主要需要国であった中国が当該品目規制を強める中、日本における雑品スクラップの市況は停滞傾向が続いております。

この状況下で、白井メタルマテリアルプラントの継続運営について検討をしておりましたが、当該プラントにつきましては当社グループにおける一定の役割を果たしたものの、今後のマーケットを鑑みると継続保有によるグループ内シナジーは大きくないと判断し、当該施設を保有し中間処理業の許可を保有する株式会社新東京トレーディングを譲渡することといたしました。

④ 事業分離日

2020年6月3日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

62,167千円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価格並びにその主な内訳

流動資産 27,167千円

固定資産 25,559千円

資産合計 52,727千円

流動負債 43,696千円

固定負債 597千円

負債合計 44,294千円

③ 会計処理

移転したメタルマテリアル事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

メタルマテリアル事業

(4) 当連結会計年度の連結損益に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

期首にみなし譲渡の為、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取り扱うサービスごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって当社グループは、サービスの性質及びサービスの提供方法を考慮して分類し、「環境プロデュース事業」、「メタルマテリアル事業」、「建設解体工事事業」の3つの報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「環境プロデュース事業」は主に、廃棄物の収集運搬・中間処理から徹底した再資源化を図り、事業者における廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する総合的な提案等を行っております。

「メタルマテリアル事業」は主に、解体発生屑、工場発生屑、市中老廃屑など鉄製品の主原料となる鉄スクラップを仕入れ、商社を通じて高炉、電炉メーカーへ安定供給しております。また、国内で発生したアルミ屑、ステンレス屑、銅屑などの非鉄スクラップは取引先を経由し国内販売あるいは海外へ輸出しております。

「建設解体工事事業」は主に、木造建築物やビル・マンションなどの建築物の解体工事等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースであります。また、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 （注１）	調整額 （注２）	連結損益 計算書計 上額 （注３）
	環境プロ デュース 事業	メタルマ テリアル 事業	建設解体 工事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	2,786,822	658,922	325,553	3,771,297	98,908	—	3,870,206
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	220,320	△220,320	—
計	2,786,822	658,922	325,553	3,771,297	319,228	△220,320	3,870,206
セグメント利益又は損 失（△）	369,376	△16,848	△20,787	331,740	58,900	△220,320	170,321
セグメント資産	1,613,264	31,562	61,596	1,706,424	123,915	1,312,962	3,143,302
その他の項目							
減価償却費	56,200	29,564	1,128	86,893	799	—	87,692
のれんの償却額	—	—	—	—	—	—	—
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	17,005	65	—	17,071	155	—	17,226

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新エネルギー事業、建材卸事業及
び不動産賃貸業を含んでおります。

２．セグメント売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

３．セグメント利益又は損失（△）の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 （注１）	調整額 （注２）	連結損益 計算書計 上額 （注３）
	環境プロ デュース 事業	メタルマ テリアル 事業	建設解体 工事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	2,586,644	105,376	258,177	2,950,199	231,926	—	3,182,125
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	252,899	△252,899	—
計	2,586,644	105,376	258,177	2,950,199	484,826	△252,899	3,182,125
セグメント利益又は損 失（△）	311,506	3,482	11,294	326,282	△29,888	△252,899	43,494
セグメント資産	1,943,194	13,940	2,932	1,960,067	92,474	1,988,856	4,041,398
その他の項目							
減価償却費	54,291	61	954	55,307	3,630	—	58,937
のれんの償却額	2,210	—	—	2,210	7,895	—	10,105
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	397,721	7	1,438	399,168	9,294	—	408,463

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新エネルギー事業、建材卸事業及
び不動産賃貸業を含んでおります。

２．セグメント売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

３．セグメント利益又は損失（△）の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	全社	合計
	環境プロ デュース 事業	メタルマ テリアル 事業	建設解体 工事業	計			
当期償却 額	2,210	—	—	2,210	7,895	—	10,105
当期末残 高	24,313	—	—	24,313	—	—	24,313

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
1株当たり純資産額	210円60銭	215円07銭
1株当たり当期純利益金額	18円61銭	4円73銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	89,499	22,741
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	89,499	22,741
普通株式の期中平均株式数(株)	4,810,500	4,810,500

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 2019年5月31日	当連結会計年度 2020年5月31日
純資産の部の合計額(千円)	1,013,106	1,034,605
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,013,106	1,034,605
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,810,500	4,810,500

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

(1) 社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末 残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 新東京開発	第5回無担保社債（千葉銀行・千葉県信用保証協会共同保証付）	2012年10月31日	— (200,000)	— (—)	0.82	なし	2019年10月31日
株式会社 新東京グループ	第1回無担保社債（京葉銀行保証付及び適格機関投資家限定）	2019年9月24日	— (—)	100,000 (—)	0.30	なし	2024年9月24日
株式会社 新東京開発	第8回無担保社債（千葉銀行保証付および適格機関投資家限定）	2019年11月29日	— (—)	200,000 (—)	0.18	なし	2024年11月29日
株式会社 新東京開発	第9回無担保社債（常陽銀行・千葉県信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付）	2019年12月25日	— (—)	100,000 (—)	0.50	なし	2026年12月25日
合計	—	—	— (200,000)	400,000 (—)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	—	—	—	300,000

(2) 借入金等明細表

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	400,000	1.100	—
1年以内に返済予定の長期借入金	120,000	120,720	1.148	—
1年以内に返済予定のリース債務	23,614	23,214	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	760,000	1,448,000	1.162	2021年～2034年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	74,068	51,486	—	2021年～2027年
合計	1,377,682	2,043,421	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びリース債務の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	120,720	154,622	157,704	228,769
リース債務	22,822	16,532	11,574	557

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	事業年度末の翌日から3ヶ月以内
基準日	5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	11月30日、5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 (http://www.mr-shintokyo.co.jp/) ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告をすることができない場合は、日本経済 新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月28日

株式会社新東京グループ
取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都中央区
指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新東京グループの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新東京グループ及び連結子会社の2020年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上